第

2205

号



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 1 2月 27日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 「アンミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 「下請取引適正化対策」って何?

**Q**:下請取引適正化対策が実施されている そうですが、これはどういうものですか。

A:下請代金の支払遅延や買いたたきなど 親事業者から下請事業者への不当なしわ寄せ を禁止するとともに、その実態調査のため立 入検査などを実施するというものです。

## 【解説】

昨今の厳しい経営環境のもと、下請事業者への不当なしわ寄せが行われる事案が増えているようです。そこで中小企業庁から平成14年11月29日付で親事業者に対し、下請代金支払遅延等防止法を厳守することを強く要請する通達が出されました。その内容は、次のようになっています。

- ①下請代金は物品等の受領から60日以内に 支払わなければならず、60日を経過した 日からは年14.6%の遅延利息を支払わな ければならない。
- ②下請代金の減額、買いたたき、不当な返品、購入強制、割引困難な長期手形の交付をしてはならない。また、下請事業者が中小企業庁や公正取引委員会に訴えたことに対する報復措置をしてはならない。
- ③以上に違反するときは公正取引委員会が 改善を勧告し、勧告に従わないときは社 名を公表することもある。
- ④実態調査のため立入検査や書面審査を実施する。検査を拒否すると罰則がある。

なお、各地の経済産業局や公正取引委員会 には、下請事業者のための相談窓口が設けら れています。







